

普天間基地の早期無条件返還を求める議長声明

1 普天間基地返還をめぐる最近の情勢

- (1) 2009年9月、民主党・社会民主党・国民新党が発表した「連立政権樹立に当たっての政策合意」では、在日米軍基地のあり方について「主体的な外交戦略を構築し、緊密で対等な日米同盟関係をつくる」、また「沖縄県民の負担軽減の観点から、日米地位協定の改定を提起し、米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む」とし、普天間基地の辺野古沖への移設計画の見直しを三党連立政権の公約に掲げていた。
- (2) しかし、来日したゲーツ米国防長官は、沖縄の米軍普天間基地について、「普天間代替施設なしにグアム移転はない。グアム移転なくして兵員の縮小や土地の返還もない。日本側はできるだけ早く決断すべきだ」と述べ、さらに、マレン米統合参謀本部議長は、普天間基地の辺野古沖への移設が「絶対的な必要条件と考えている。これなしに日本と地域に安全保障と防衛上の支援を提供できるとは思えない」と述べるなど、アメリカ政府首脳は、辺野古沖への移設計画の早期実施を強要する姿勢を崩さなかった。

これらの圧力を受けた岡田克也外相は、「県外というのは事実上、考えられない状況だ」、「県内移設の方針を早期に閣内で共有したい」と明言するなど、政権公約の実現が危ぶまれる事態となっている。

のみならず、国会内では自由民主党を中心として、鳩山連立政権に対し、三党の政策合意を反故にして辺野古沖への移設を決定するよう求める策動も続いている。

2 沖縄県民は県外・国外移設を求めている

- (1) 日米両政府による普天間基地の返還合意は、1995年、少女暴行事件をきっかけとして沖縄県宜野湾市で開かれた県民集会に8万5千人もの人々が参集し、基地撤去を求めたことに端を発している。当時の橋本龍太郎首相は、沖縄県の米軍基地負担の軽減を図るため、沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会(SACO)を設置し、1996年12月、同委員会の最終報告を受けて、普天間基地が5年後から7年後までに全面返還されることとされたのである。
- (2) 日米安全保障条約は、第二次世界大戦後の東西対立、とりわけ、中国における共産党政権の樹立、朝鮮戦争の勃発という事態に対処するため、米国主導の下、サンフランシスコ講和条約と表裏一体として結ばれたものである。

しかし、1990年代に入り、ソビエト連邦は崩壊し、東西対立はその形を失った。

もはや、日米安全保障条約は当初の存立基盤を失っていたのである。にもかかわらず、1996年、当時の橋本政権は、「日米同盟の再定義」の名の下、冷戦体制崩壊後の日米関係のあり方を問い直すことなく、世界的な米軍再編に呼応する形で、普天間基地に代わる代替施設の建設を受け入れた。

以後、歴代の自民政権は、辺野古沖への新基地建設の受け入れと沖縄県北部の経済振興策をリンクさせ、沖縄県民とりわけ基地建設予定とされた名護市民による住民投票の結果を無視して、新基地建設受け入れを繰り返し強要してきた。

- (3) しかし、2009年10月の琉球新報社・毎日新聞社合同の世論調査では、「県外・国外移設をめざして米国と交渉すべきだ」が69.7%と、県外・国外移設を求める県民が約7割と多数を占めた。名護市辺野古への移設計画について「反対」する人が67.0%、嘉手納基地統合についても「反対」が71.8%に達している。

沖縄県民は、今なお明確に、普天間基地の早期返還と県外・国外への移設を求めているのである。

3 鳩山連立政権は、国外移設をめざし堂々と交渉すべき

- (1) 歴代の自由民主党政権には、冷戦終結後の国際情勢を分析し、主体的に日米関係を構築する意欲も能力もなかった。駐留目的を失った米軍に対して基地を返せと求めることすらできなかった。米国の要求にしたがって、唯々諾々と新基地建設を推進するため、沖縄県民に対し新基地建設の受け入れを強要することしかできなかった。

- (2) これに対し、民主党は、1997年の(旧)民主党結党にあたってまとめた外交綱領政策において、日米安全保障条約の将来について「常時駐留なき安保」を掲げていた。そして、その第一歩として駐留米軍の総量を削減し、2010年を目標に日本から米軍基地をなくす方針を打ち出していた。

この「常時駐留なき安保」構想は、冷戦終結後のアジアの状況変化により米軍が日本に常時駐留する必要性が低下していることを踏まえて打ち出されたものであった。

民主党は、2008年7月に「沖縄ビジョン2008」を発表し、「普天間基地の再編についても、県外移設の道を引き続き模索すべきである。言うまでもなく、戦略環境の変化を踏まえて、国外移設をめざす」とし、これが2009年8月の総選挙の公約とされ、冒頭で紹介した三党連立政権の政策合意に至っている。

- (3) これまで、民主党は、冷戦終結後の国際情勢を分析し、主体的に日米関係を構築することをめざしてきたはずである。

鳩山連立政権が、連立協議で合意した「県外・国外移設」の政策合意すら投げだし、普天間基地の県内移設を受け入れるのであれば、それは沖縄県民と国民に対す

る重大な背信行為である。鳩山連立政権は、沖縄県民の思いに応え、堂々と国外移設をめざし米国との交渉を続けるべきである。

さらに、国際的には、軍事同盟そのものが時代遅れとなりつつある。鳩山連立政権に求められているのは、「常時駐留なき安保」の実現に止まらない。そもそも、日米安全保障条約が必要であるか否かを含め、今後の日米関係のあり方について国民的議論を進めてゆく先頭に立つことが求められている。

4 私たちは新基地建設に断固反対する

- (1) 普天間基地に代わる新基地を辺野古沖に建設することは、戦後はじめて、日本政府が自ら沖縄に駐留米軍のための基地を建設し、提供することを意味する。これは、日本政府が沖縄県民にあらたな米軍基地の受け入れを強要する点で、これまでとまったく異なる意味をもつ。

そして現在、在沖の米軍、とりわけ海兵隊は、ベトナム戦争、イラク・アフガニスタンに派兵される戦闘集団としての姿を露わにしている。このような侵略的性格を有する米軍海兵隊に基地を提供することは、日本国憲法の平和主義に反する行為にはかならない。

私たちは、新基地建設に断固反対する。

- (2) 沖縄県民は、これまで少女暴行事件に代表される人権侵害、嘉手納基地及び普天間基地の爆音被害に代表される基地被害にさらされ続けてきた。

いま、沖縄には米軍専用施設の約75%が集中している。2004年8月、普天間基地の近くにある沖縄国際大学構内に同基地所属のヘリコプターが墜落した。米軍基地が危険な存在であることは明白である。

普天間基地の返還は、米軍基地と隣り合わせに生活している沖縄県民の悲願である。辺野古沖への新基地建設を強要する米国政府高官の発言は、沖縄県民の悲願を踏みにじるものである。

青年法律家協会は、憲法を擁護し平和と民主主義及び基本的人権をまもることを目的として1954年に設立され、以来、一貫して平和と民主主義をまもる活動を押し進めてきた。私たち青年法律家協会弁護士学者合同部会は、設立の趣旨に立ち返り、このような米国政府の辺野古新基地建設の強要に断固抗議し、日米両政府に対して、普天間基地の早期無条件返還を強く要求するものである。

2009年11月19日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議 長 井 上 聡